

国民健康保険の制度が変わります

平成30年4月から、国民健康保険制度は市町村ごとの運営から、府域での運営に変わります。



教えて! Q & A



Q. なぜ、制度を見直すのですか?



A. 国民健康保険制度を将来にわたって続けていくためです。

都道府県単位で運営することで財政的に安定し、大阪府では運営方針に基づき、府内ならどこに住んでいても、同じ所得、同じ世帯構成なら同じ保険料となります。



Q. どんなところが変わるのですか?



A. 保険料の決定方法や決定時期、納期数が変わります。

また、葬祭費の額が4万円から5万円に引き上げられるほか、大阪府の運営方針に基づき変更します。



※6年間は経過措置期間が設けられます。

国民健康保険料の決定時期と納期数が変わります

H 29 年度まで

仮決定保険料 1期(4月)から3期(6月)
(1期当たり)

前々年中の所得と前年度の
保険料率に基づき計算した $\div 12$
1年間分の保険料額

4月中旬に通知書送付

本決定保険料 4期(7月)から12期(3月)
(1期当たり)

(前年中の所得と当
年度の保険料率に - 仮決定保険料) $\div 9$
に基づき計算した1
年間分の保険料額

7月中旬に通知書送付

1期 2期 3期 4期 5期 6期 7期 8期 9期 10期 11期 12期

4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月 2月 3月

H 30 年度から

本決定保険料 1期(6月) から10期(3月)
(1期当たり)

前年中の所得と当年度の
保険料率に基づき計算した $\div 10$
1年間分の保険料額

6月中旬に通知書送付

1期 2期 3期 4期 5期 6期 7期 8期 9期 10期

・平成29年度までは、4月仮決定、7月本決定でしたが、平成30年度からは6月本決定のみとなります。

・納付回数が12回から10回に変わりますが、回数の変更によって1年間で納付いただく合計額は変わりません。

・年金からの天引き(特別徴収)の人は、これまでと同じく、年6回の納付となります。

*市民の皆さんからのお問い合わせや各種申請については、これまで通り各市町村が窓口となって対応します。